

JHF フライヤー会員規程

制定1999年 8月20日 理事会

改定2006年11月18日 理事会

改定2011年 2月17日 理事会

改定2013年 5月21日 理事会

(目的)

第1条 この規程は、ハンググライダーおよびパラグライダーにより飛行を行う者をJHFフライヤー会員として登録し、その飛行に伴う責任の自覚と正しい知識・技術の向上により、安全性の確立をはかり、もってわが国ハンググライディングスポーツの健全な発展を期することを目的とする。

(根拠)

第2条 JHF 定款、会員会費規約に基づきJHF フライヤー会員の権利、義務、資格その他を定める。

(定義)

第3条 JHFフライヤー会員とは、JHF定款第3条・第4条に定められたこの法人の目的・事業に賛同する個人をいい、JHFフライヤー会員の国籍はこれを問わない。

(入会手続きおよび管理)

第4条 JHF フライヤー会員の入会は、JHF 入会及び退会規程に従う。

(1) 飛行責任の宣誓（「JHF フライヤー宣言（別表1）」）を行うこと。

（会費の納入をもって「JHF フライヤー宣言」を宣誓したものとする。）

(2) 会費の納入を行うこと。（第三者賠償責任保険への同時加入費用を含む）
(3) 入会した場合、JHF フライヤー会員として登録され会員証を本人に交付する。

(4) JHF フライヤー会員証は、表記された期間に限り有効とする。

(5) 有効期間は1年または3年とする。ただし、申請により継続して登録することができる。

(6) JHF フライヤー会員登録は、入会の日を登録日とし、その有効期間は1年会員にあってはその日から1年間、3年会員にあってはその日から3年間を有効とする。

(7) JHF フライヤー会員登録を行った者の情報は「JHFおよび都道府県連盟のプライバシーポリシー規約」に基づき、JHFおよびJHFフライヤー会員住所地の都道府県連盟が管理する。

(会員登録番号)

第5条 JHF フライヤー会員には登録番号が付与される。JHF フライヤー会員登録番号は、国際民間航空機構（ICAO）で規定する日本国籍記号「JA」、JHF フ

ライヤー会員住所地の都道府県を識別する2桁の数字（別表2）、ハンググライダーのFAI 級別記号「0（アルファベット）」および登録の順に割り当てる6桁の数字からなり、またこの順に配列する。

（会費）

第6条 1 年会費または3年会費とする。会費の額は会員会費規約による。

（義務）

第7条 JHF フライヤー会員は次の義務を負う。

- (1) JHF 定款、規約、規程および規則の遵守。
- (2) フライト時には会員証を常に携帯し、求められた場合に提示すること。
- (3) JHF フライヤー宣言に基づき、自他ともに安全に留意すること。

（権利）

第8条 JHF フライヤー会員は次の権利を有する。

- (1) JHF 役員への立候補。
- (2) 都道府県連盟への参加。
- (3) JHF 委員会への参加。
- (4) 各種技能証・証明書等の申請。
- (5) 国際技能証明（IPPIカード）の申請
- (6) FAI スポーティングライセンスの申請
- (7) 世界選手権、日本選手権、JHF 公認各種競技会への参加。
- (8) その他理事会で認めたもの。

（特典）

第9条 JHF フライヤー会員は次の特典を受けられる。

- (1) 会員証の交付
- (2) JHF 機関紙の購読
- (3) 情報提供、各種出版物の頒布
- (4) 各種催事への参加
- (5) 第三者賠償責任保険への加入

（第三者賠償）

第10条 JHF フライヤー会員は、登録日をもってJHF が契約する第三者賠償責任保険に同時加入したものとする。

2 JHF フライヤー会員が、その有効期間中に、国内においてハンググライダー、パラグライダー及びモーターパラグライダーを取り扱い、または飛行することにより第三者の身体、または財物に損害を与えた場合、その損害に対する法律上の賠償責任に対し保険金が支払われる。

3 第三者賠償責任保険の期間はフライヤー会員の登録期間と同一とし、保険金の限度額、および免責額は、登録時の契約内容となる。

4 第三者賠償責任保険についての、保険金の支払い請求、その他の手続きにつ

いては、JHF が契約する賠償責任保険の保険者の定めるところによる。

(雑則)

第11条 JHFフライヤー会員は、氏名、住所、電話番号等に変更があったときは、速やかにそれらの事項をJHF会長に届け出なければならない。

2 JHF フライヤー会員証の再交付を希望する者は、その理由を付し、JHF 会長に再交付を申請することができる。

3 納入された会費および各種申請料は原則として返却しない。

(改廃)

第12条 本規程を改廃する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は J H F の公益社団法人設立登記のあった日（2011年 4月 1日）から施行する。

この規程は 2 0 1 3 年 5 月 2 1 日理事会で改定され即日施行する。

別表 1

JHFフライヤー宣言

1. 自分の意思と責任でフライトします。
2. 自己の健康管理を行い、健全なフライトをします。
3. 社会のルールを守り、第三者に迷惑をかけません。
4. 自然を大切にします。

別表 2 都道府県番号

番号	県名	番号	県名	番号	県名	番号	県名
11	北海道	45	新潟県	60	和歌山県	87	香川県
22	青森県	46	山梨県	65	滋賀県	88	愛媛県
23	岩手県	47	長野県	66	京都府	89	高知県
24	宮城県	48	茨城県	67	大阪府	90	福岡県
25	秋田県	49	栃木県	68	兵庫県	91	佐賀県
26	山形県	51	岐阜県	69	奈良県	92	長崎県
27	福島県	52	静岡県	71	鳥取県	93	熊本県
31	埼玉県	53	愛知県	72	島根県	94	大分県
32	千葉県	54	三重県	73	岡山県	95	宮崎県
33	東京都	56	富山県	74	広島県	96	鹿児島県
34	神奈川県	57	石川県	75	山口県	97	沖縄県
40	群馬県	58	福井県	86	徳島県		